全体を整理した意義ある改正

廃棄物処理法改正 動向を読む ⑤

早稲田大学教授

大塚 直 氏に聞く

今回の廃棄物処理法改正案は、08年9月に設置された中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の処理制度専門委員会で、昨年12月まで1年余りかけて行われた議論の成果をまとめた答申を基に策定された。同委員会の委員を務め、廃棄物処理法などの環境法に詳しい早稲田大学法務研究科の大塚直教授は改正案に対し、「法律全体にわたってきめ細かく対応した意義ある改正」だと評価する。大塚氏に委員会の成果や改正案の重要項目、今後に残された課題などについて聞いた。（黒岩修）

多量排出者の提出義務は緩やかな対応

――委員会の議論と今回示された改正案について。

「政令で対応する点を含めて、ほとんどの部分は委員会でまとめた答申の内容を盛り込んだものだ。これまでの数度の改正で落ちていた部分を見直し、全体を整理するという意味で良い機会だったと思う。ただ、議論があった排出事業者による処理委託先の実地確認については、努力義務という形で後退した感がある。また、排出抑制の部分で多量排出者の産廃減量等計画の作成・提出義務については、これまで担保する措置がなかったので、私としては罰金刑を設けるべきものと考えていた。これが過料ということにとどまったので、思ったより緩やかな対応だという印象を持っている」

――実地確認については議論が分かれたが。

「産業界などからは強い反発が出ていた。実地確認を行うのは負担が大きい上に、どこまで実効性があるかが疑問というのが産業界の意見だった。確かにそういう面はあるが、であれば実地確認に替わる何らかの措置を考える必要があったのではないか。当初は優良業者を委託先に選んだ場合はこの義務を免除するとの案が出ていたが、実地確認の義務付けがなくなったので、この点は盛り込まれなかった」

――建設系廃棄物の排出事業者責任を元請業者に一元化することについては。

「この原則を置くことについては、従来の通知が必ずしも十分なものではなかったので、良かった。例外についての条文はやや複雑となったが、内容としては良いものになったと思う。元請業者だけが排出事業者責任を負うことにしてしまうと、下請業者が不適正なことを行った場合に対応できない。第21条の3の4項は、下請業者が勝手に他人に廃棄物の処理を委託するという例外的なケースで、本来あってはならない。これを追認しているように読めなくもないが、そうではなく、仮にこのようなケースであっても取り締まれるようにしたということだ」

――欠格要件の連鎖が見直されたが。

「欠格要件はすでに『欠格要件の在り方検討会』などの議論を基に通知を改正していたものを法律上明確にしたもので、許可取り消しの無限連鎖を1次連鎖で止めるとともに、これが起こる場合を悪質性が重大な場合に限定した。産業界からは処理法以外の環境法令違反で処理業の許可が取り消されるのはおかしいなど、まだまだ見直しが不十分だという声も多い。しかし、処理法以外でも関連する環境法に違反したことは重大だとみることもできる。こうした部分を見直すのは今後の課題だが、なかなか難しい問題だ」

許可と監督・取り締まり同一が重要

――排出事業者の保管の際の事前届出や土地所有者の通報努力義務等も追加されたが。

「特に不適正に処理された廃棄物を発見した時の土地所有者等の通報努力義務が規定されたことは、意味が大きい。土壌汚染対策法が土地所有者の責任を強く打ち出しているのに対し、廃棄物処理法では行為者中心で土地所有者の責任が明確化されていない。不法投棄は土地所有者と組んで行っているケースもある。今回は通報努力義務程度ではあるが、盛り込まれたのは1歩前進と言える。今後はさらに土地所有者の責任について考える必要が出てくるだろう」

――今回改正が見送られた部分では。

「リサイクルの観点で、他社製品にも対象を広げるなど広域認定制度の拡大についても委員会では議論されたが、今回の改正には盛り込まれなかった。広域認定はEPR（拡大生産者責任）との関係に限定されており、他社製品にまで対象を広げる法律上の緩和は難しかったのではないか。個人的にはもう少し広げても良いとは思っているが、不適正処理につながらないような配慮も必要で、どのような形にすれば良いかは難しいところだ」

――政令で収集運搬業許可の簡素化を図るが。

「許可権限が中核市にまで及んでいるものを、複数の市にまたがる場合は都道府県に集約していくという考えだ。今全国で109の自治体が許可権限を持っており、全国で収集運搬業を行う者はすべての許可を受けなければならない。都道府県レベルにすれば半数程度に減る。どのように簡素化するかについては委員会でも様々な意見が出たが、許可するところと監督・取り締まりを行うところは同一にすべきという点が重要だ」

――総括すると。

「これまで扱われてこなかった細部にわたる問題を拾い上げた改正であり、随分整理されたと思う。ただ、産業界や処理業界は度重なる改正で戸惑うところもあるだろうから、内容をきちんと説明していくことが必要だ」（おおつか・ただし）

（終わり）

土地所有者の責任を今後は考えるべき

平成22年
5月12日
環境新聞